

# 小電力レピータ設置工事説明資料

最高裁判所 司法研修所 御中

住 所： 埼玉県和光市南2-3-8

工事対象フロア： いずみ寮B棟 1F 2F

平成27年6月24日

KDDI株式会社

# 小電力レピータ設置工事説明資料

## 目 次

auレピータ概要

装置概要

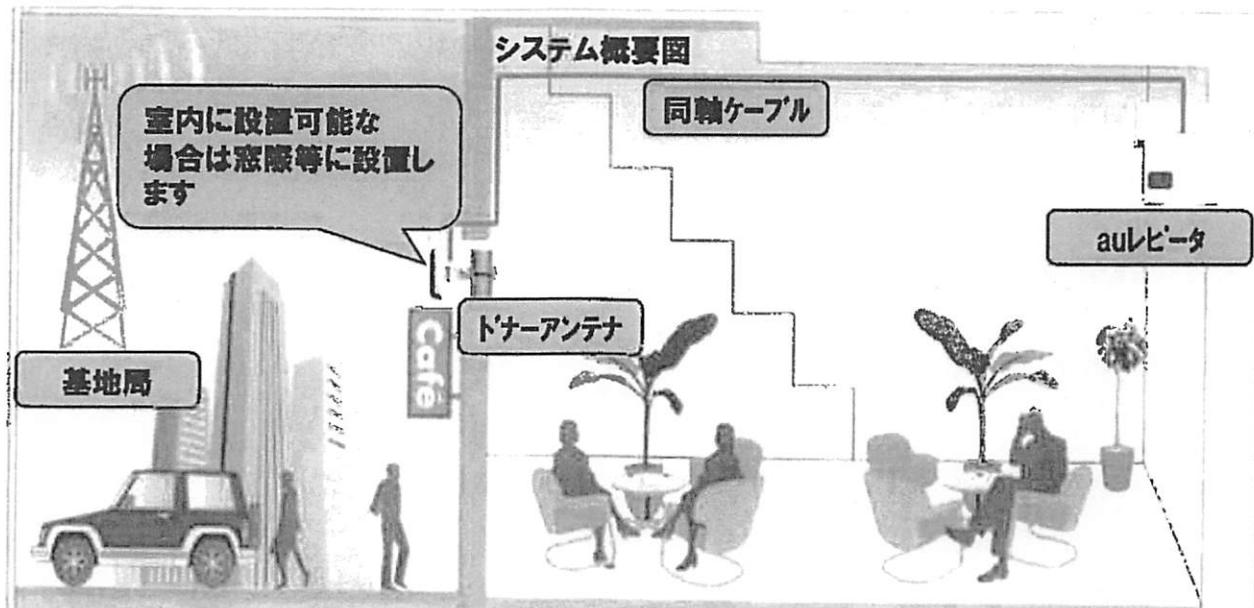
立面図

簡易配線図・取付予定図

ケーブル配線ルート図

**「auレピータ」とは？**

携帯電話の電波が届きにくい屋内に、屋外の良好な電波を引き込み増幅させ携帯電話が利用出来る環境をつくる装置です。



auレピータ(電波増幅装置)は屋外ないし屋内にドナーアンテナを設置し、同軸ケーブルを天井裏等に配線してauレピータ本体に接続します。工事内容は基本的にお客様への訪問日当日で完了し、すぐに利用可能な簡易システムです。

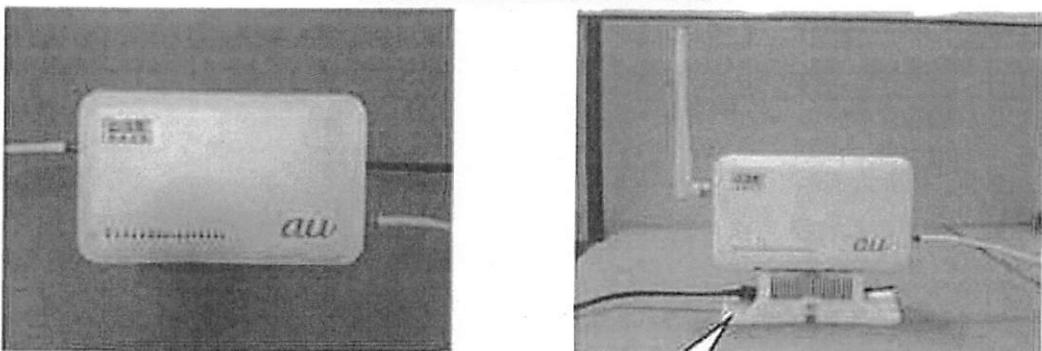
※お客様宅内の構造により、天井裏配線ではなく、壁と近似色のプラスティックモールによる配線や既設配管へ沿わせた配線になる場合があります。

※オフィスや工場などの構造および規模により、訪問日当日に工事が完了しない場合があります。その場合、お客様と調整のうえ別日にて対応させていただきます。

*au*

## 装置概要 (DL型)

### 小電力レピータ装置DL



壁掛け設置タイプ

自立設置タイプ

ビスまたは耐震ジェルで固定

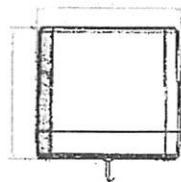
<本体寸法> 縦:約12cm 横:約20.4cm 奥行き:5.3cm

<本体重量> 2.0kg以下

<消費電力> 18W以下

### ドナーアンテナ

※電波状況に応じていずれかを使用します



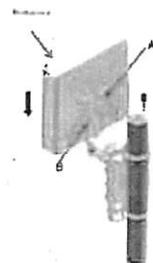
DL型専用高利得タイプ

低利得タイプ

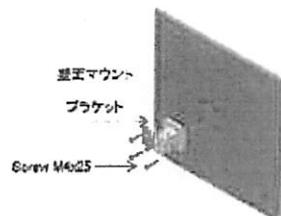
高利得タイプ

H170mm W182mm D55mm

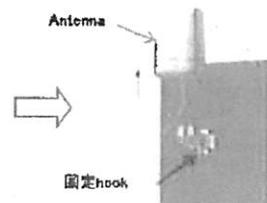
H170mm/W182mm/D55mm



ボール取付



壁面マウント  
ブラケット  
Screw M6x25

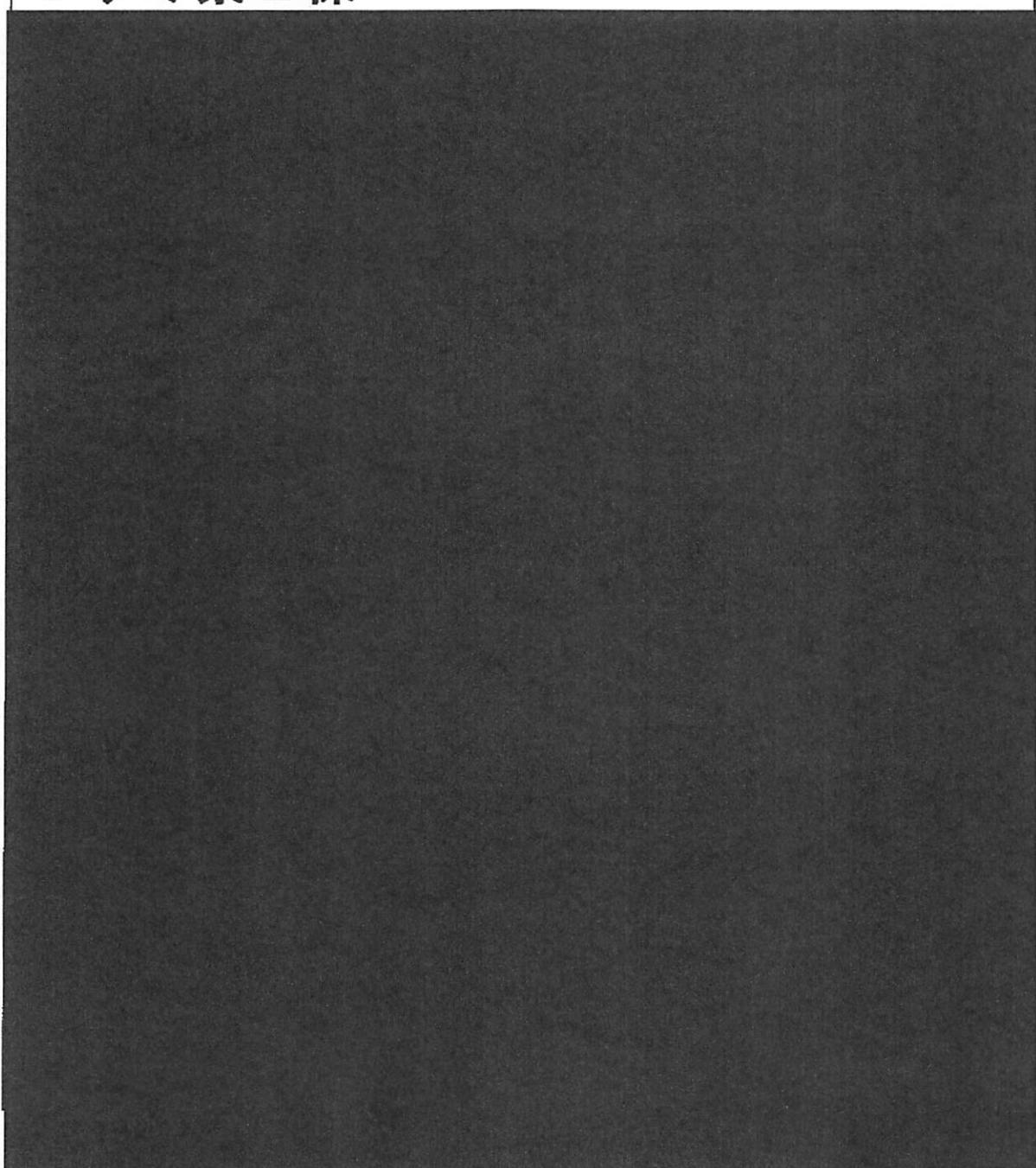


壁面取付

auレピータ

【立面図】

## いずみ寮 B棟



備考欄

## 機器設置工法

### 【機器設置方法】

ドナーアンテナ①設置方法ハト小屋にアンテナポールをビスにて設置し、そのアンテナポールに付属バンドとインシュロックにて固定設置

## 機器設置工法

### 【機器設置方法】

ドナーアンテナ②設置方法:EPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置

REP①設置方法:EPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置

REP②設置方法:PS内壁面(コンクリート)にビスにて固定設置

REP③設置方法:PS内壁面(コンクリート)にビスにて固定設置

REP④設置方法:PS内壁面(コンクリート)にビスにて固定設置

### 【電源取得方法】

REP①:EPS内の分電盤空きブレーカから取得

REP②:R①新設コンセントボックスより送りにて取得

REP③:R②新設コンセントボックスより送りにて取得

REP④:R③新設コンセントボックスより送りにて取得

## 機器設置工法

### 【機器設置方法】

ドーナンテナ①設置方法ハト小屋にアンテナポールをビスにて設置し、そのアンテナポールに付属バンドとインシュロックにて固定設置

## 機器設置工法

### 【機器設置方法】

ドナーアンテナ②設置方法:EPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置

REP①設置方法:EPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置

REP②設置方法:天井裏軽天材にインシュロックにて固定設置

REP③設置方法:天井裏軽天材にインシュロックにて固定設置

REP④設置方法:PS内壁面(コンクリート)にビスにて固定設置

### 【電源取得方法】

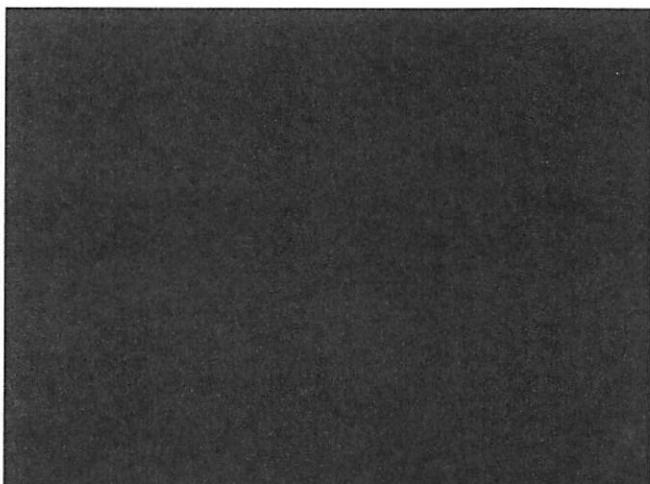
REP①:EPS内の分電盤空きブレーカから取得

REP②:R①新設コンセントボックスより送りにて取得

REP③:R②新設コンセントボックスより送りにて取得

REP④:R③新設コンセントボックスより送りにて取得

## ケーブル配線ルート図 いずみ寮B棟 2F用



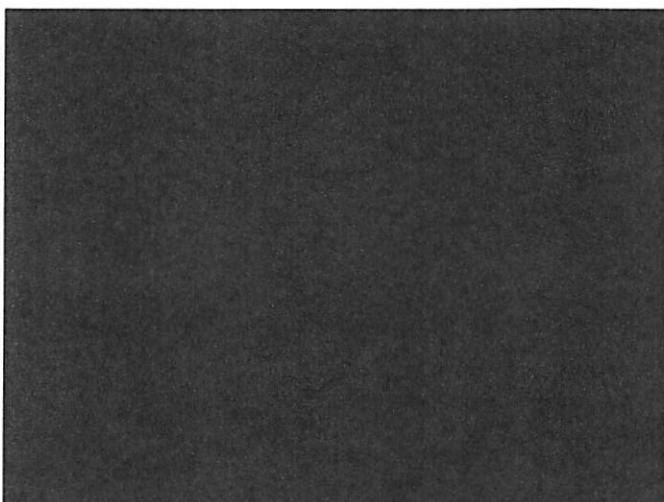
### ビル共用部

#### ■作業場所

屋上

#### ■工程内容

ドナーアンテナ①設置方法:  
D1はハト小屋にアンテナポールを  
ビスにて設置し、そのアンテナ  
ポールに付属バンドとインシユ  
ロックにて固定設置致します。



### ■ケーブル敷設方法

#### PF管保護

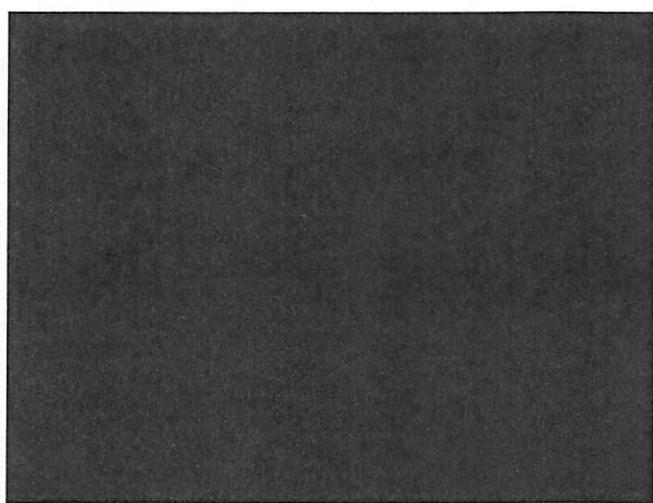
### ビル共用部

#### ■作業場所

屋上

#### ■工程内容

同軸ケーブル配線ルート:  
同軸ケーブルはPF管により配線  
し、配管基礎を設置致します。



### ■ケーブル敷設方法

#### PF管保護

### ビル共用部

#### ■作業場所

屋上

#### ■工程内容

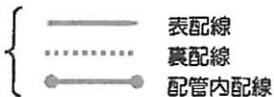
同軸ケーブル配線ルート:  
同軸ケーブルはPF管により配線  
し、配管基礎を設置致します。

### ■ケーブル敷設方法

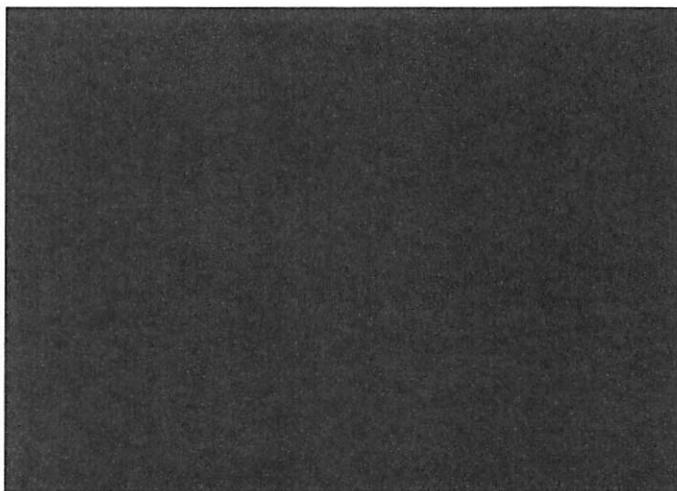
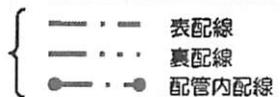
#### PF管保護

◆ 凡例

同軸ケーブル



電源ケーブル



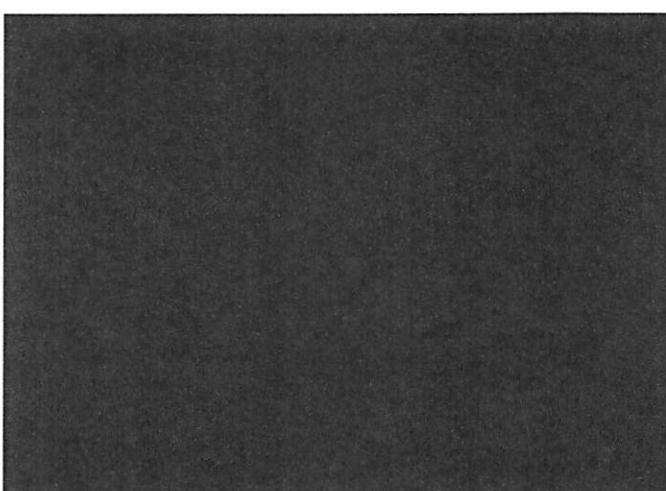
ビル共用部

■作業場所

屋上

■工程内容

同軸ケーブル配線ルート:  
同軸ケーブルはPF管により配線  
し、配管基礎を設置致します。



■ケーブル敷設方法

PF管保護

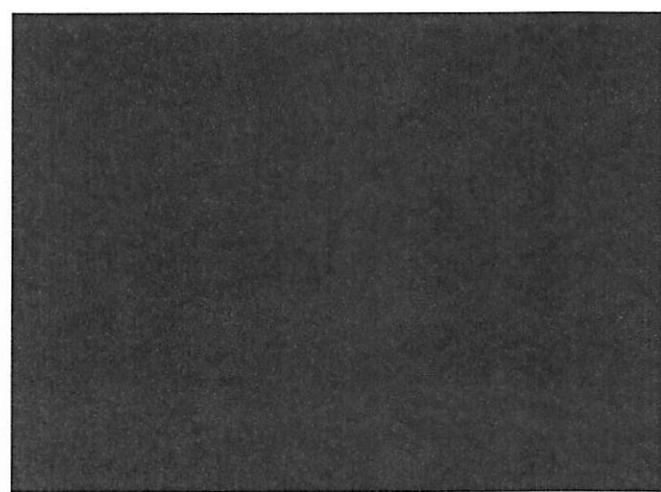
ビル共用部

■作業場所

屋上

■工程内容

屋内入線口



■ケーブル敷設方法

PF管保護

ビル共用部

■作業場所

1F EPS

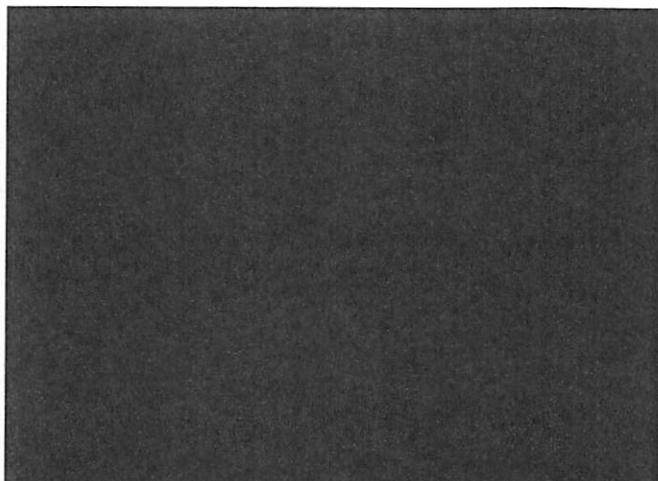
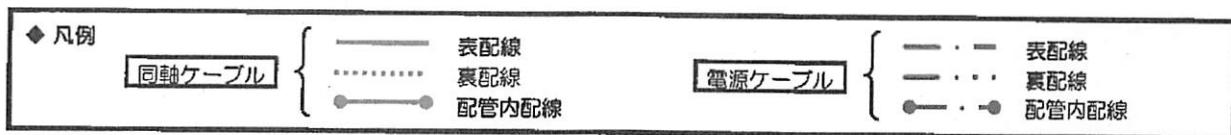
■工程内容

REP①設置方法:  
REP①はEPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置致します。

ドナーアンテナ②設置方法:  
D2はEPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置致します。

■ケーブル敷設方法

フィーダーラック配線



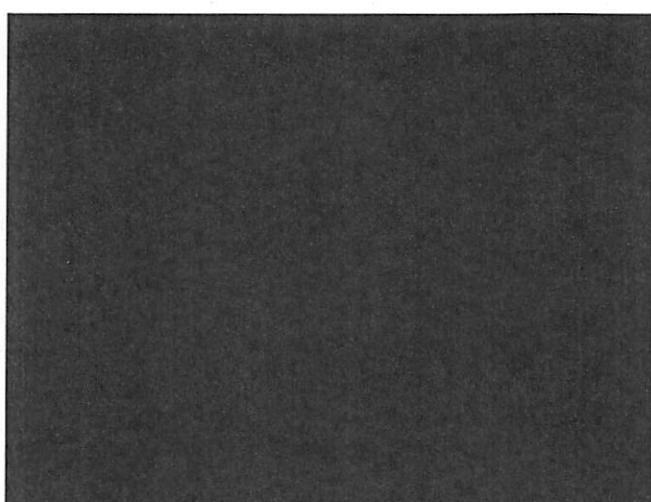
### 専有部

#### ■作業場所

2F 廊下

#### ■工程内容

REP②設置方法:  
REP②はPS内壁面（コンクリート）にビスにて固定設置致します。



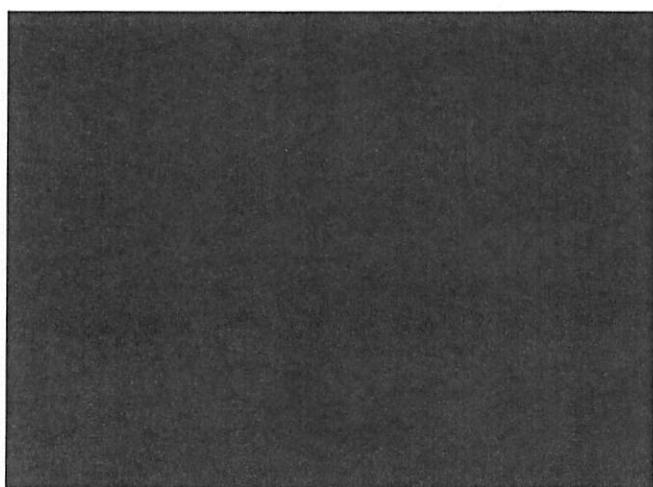
### 専有部

#### ■作業場所

2F 廊下

#### ■工程内容

REP③設置方法:  
REP③はPS内壁面（コンクリート）にビスにて固定設置致します。



### ■ケーブル敷設方法

天井裏 転がし配線

### 専有部

#### ■作業場所

2F 廊下

#### ■工程内容

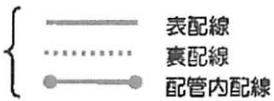
REP④設置方法:  
REP④はPS内壁面（コンクリート）にビスにて固定設置致します。

### ■ケーブル敷設方法

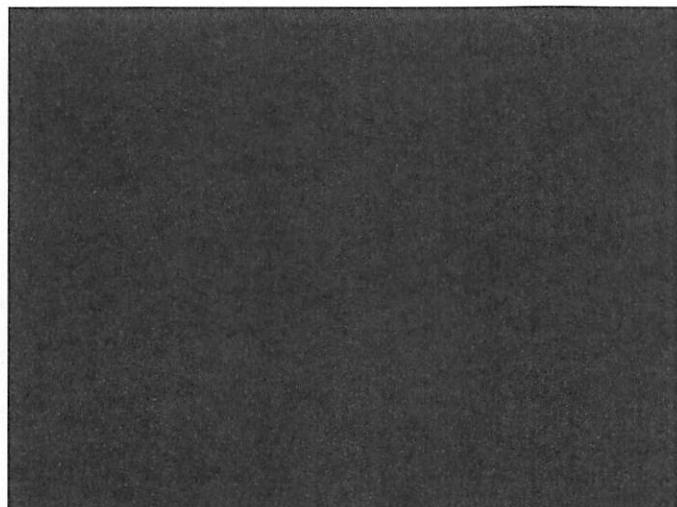
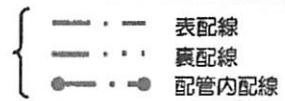
天井裏 転がし配線

◆凡例

同軸ケーブル



電源ケーブル



ビル共用部

■作業場所

1F EPS

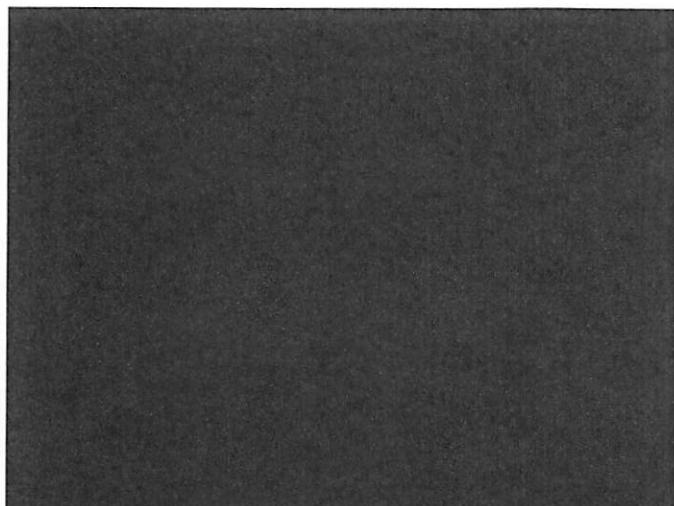
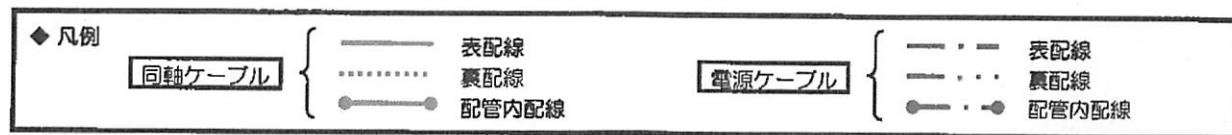
■工程内容

REP①電源取得箇所  
EPS内の分電盤空きブレーカから  
取得致します。

■ケーブル敷設方法

フィーダーラック配線

## ケーブル配線ルート図 いずみ寮B棟 1F用



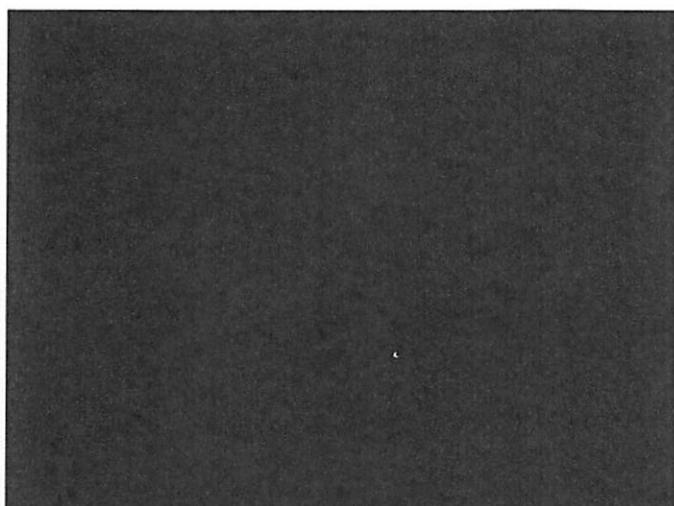
### ビル共用部

#### ■作業場所

#### 屋上

#### ■工程内容

ドナーアンテナ①設置方法:  
D1はハト小屋にアンテナポールを  
ビスにて設置し、そのアンテナ  
ポールに付属バンドとインシュ  
ロックにて固定設置致します。



### ■ケーブル敷設方法

#### PF管保護

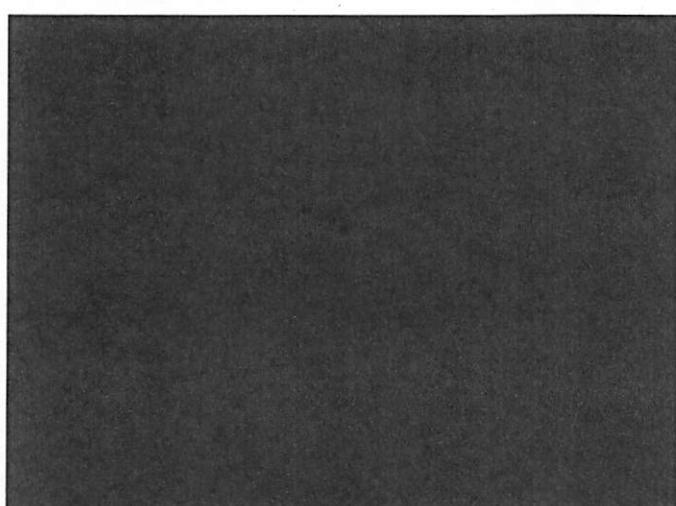
### ビル共用部

#### ■作業場所

#### 屋上

#### ■工程内容

同軸ケーブル配線ルート:  
同軸ケーブルはPF管により配線  
し、配管基礎を設置致します。



### ■ケーブル敷設方法

#### PF管保護

### ビル共用部

#### ■作業場所

#### 屋上

#### ■工程内容

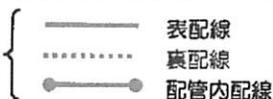
同軸ケーブル配線ルート:  
同軸ケーブルはPF管により配線  
し、配管基礎を設置致します。

### ■ケーブル敷設方法

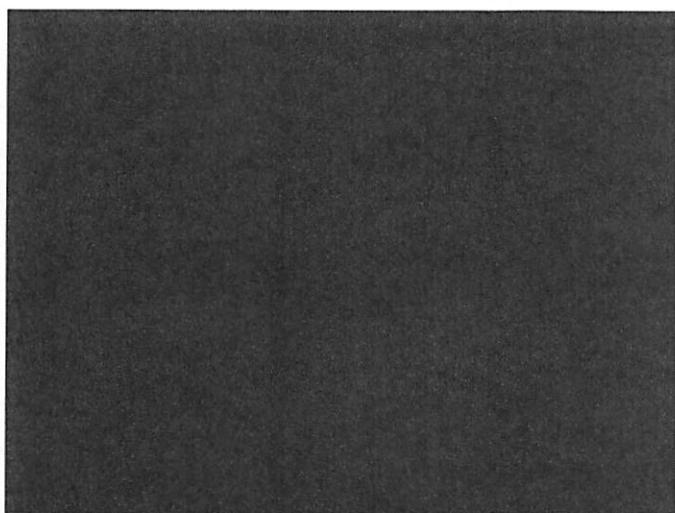
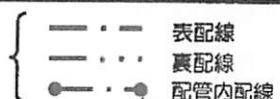
#### PF管保護

◆ 凡例

同軸ケーブル



電源ケーブル



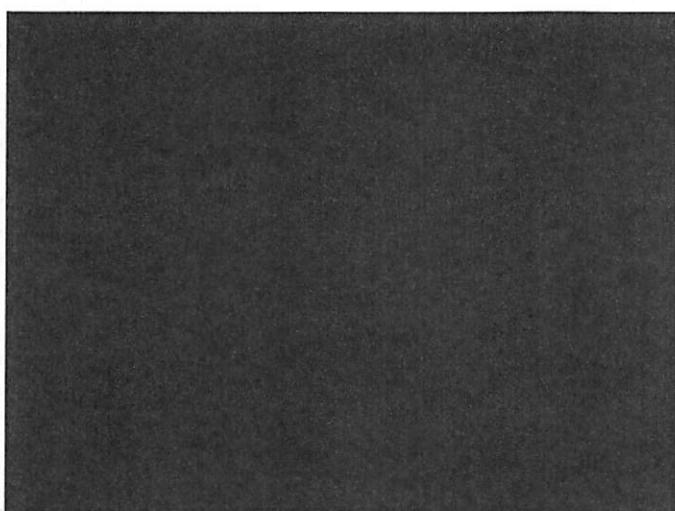
ビル共用部

■作業場所

屋上

■工程内容

同軸ケーブル配線ルート:  
同軸ケーブルはPF管により配線し、配管基礎を設置致します。



■ケーブル敷設方法

PF管保護

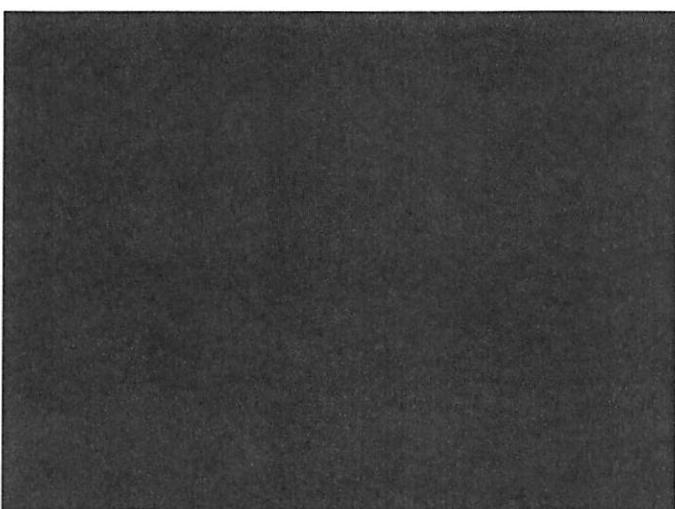
ビル共用部

■作業場所

屋上

■工程内容

屋内入線口



■ケーブル敷設方法

PF管保護

ビル共用部

■作業場所

1F EPS

■工程内容

REP①設置方法:  
REP①はEPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置致します。

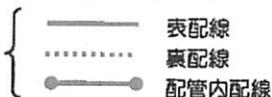
ドナーアンテナ②設置方法:  
D2はEPS内の壁面(コンクリート)に木板をビスにて固定し、その木板にビスにて固定設置致します。

■ケーブル敷設方法

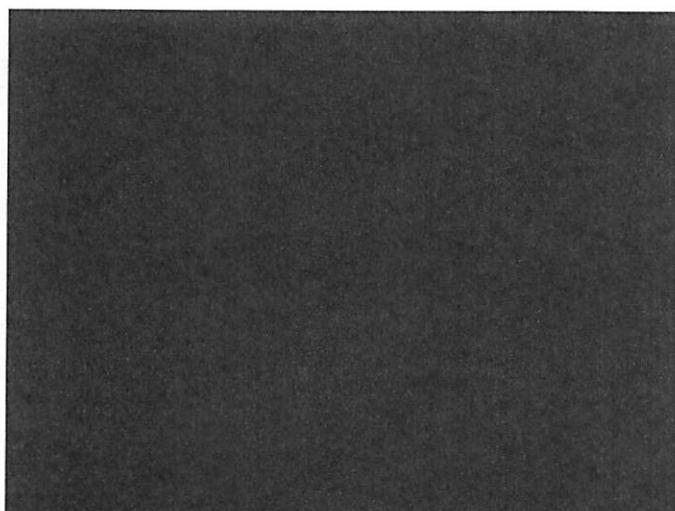
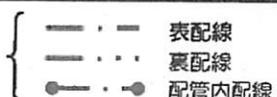
フィーダーラック配線

◆ 凡例

同軸ケーブル



電源ケーブル



専有部

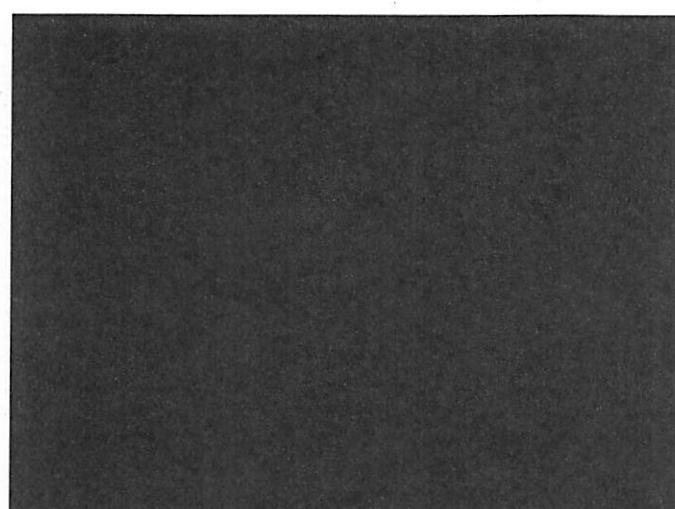
■作業場所

1F 廊下

■工程内容

REP②設置方法:

REP②は天井裏軽天材にインシュロックにて固定設置致します。



■ケーブル敷設方法

天井裏 転がし配線

専有部

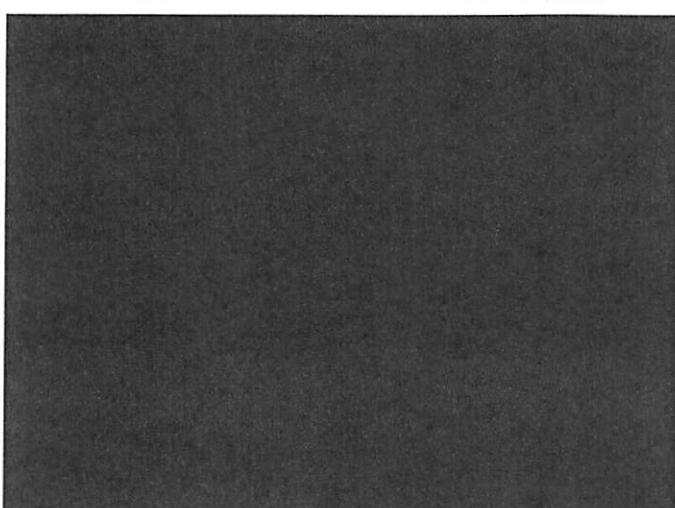
■作業場所

1F 廊下

■工程内容

REP③設置方法:

REP③は天井裏軽天材にインシュロックにて固定設置致します。



■ケーブル敷設方法

天井裏 転がし配線

専有部

■作業場所

1F 廊下

■工程内容

REP④設置方法:

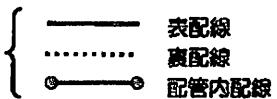
REP④はPS内壁面（コンクリート）にビスにて固定設置致します。

■ケーブル敷設方法

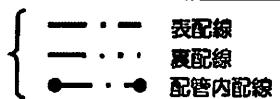
天井裏 転がし配線

◆凡例

同軸ケーブル



電源ケーブル



**ビル共用部**

■作業場所

1F EPS

■工程内容

REP①電源取得箇所  
EPS内の分電盤空きブレーカから  
取得致します。

■ケーブル敷設方法

フィーダーラック配線

最高裁経総第184号  
平成29年2月28日

使用者住所

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

株式会社NTTドコモ

代表取締役社長 吉澤和弘 殿

国有財産事務分掌者

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之



国有財産使用許可書

平成29年1月27日付けをもって申請のあった当庁管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定により、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、最高裁判所長官に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 [REDACTED]

区分及び数量 [REDACTED]

使用部分 別添図面のとおり

（指定する用途）

第2条 使用を許可された者は、前条の物件を申請目的の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、[REDACTED]

[REDACTED]とする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2箇月前までに、書面をもって当職に申請しなければならない。

（使用料及び滞納金）

第4条 使用料は、[REDACTED]円（うち消費税及び地方消費税相当額[REDACTED]円）とし、当庁歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した金額を滞納金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 当職は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認めるときは、使用料を改定することができる。

(経費の負担)

第6条 使用を許可された者は、当該使用を許可された物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の設備の使用料金を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第7条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用せるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

2 前項に規定する維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は、請求しないものとする。

(使用上の制限)

第8条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に規定する用途以外の用に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって当職の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 当職は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき

(2) 国において使用を許可された物件を必要とするとき

(3) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 当職が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

3 使用を許可された者は、当職が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、

その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第 10 条 当職が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当職の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当職が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、当職は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合には、使用を許可された者は、異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第 11 条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りではない。

2 前項の場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 12 条 使用許可の取消しが行われたときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存するときであっても、その費用等の償還の請求はしない。

(実地調査等)

第 13 条 当職は、使用を許可した物件について隨時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 14 条 この許可書に定める条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、すべて当職の決定するところによる。

司法研修所配置図



